国連 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　CRPD/C/DNK/CO/2-3

障害者の権利に関する条約

配布　一般

2024年10月8日

原文： 英語

**障害者権利委員会**

**デンマークの第2・3回報告に対する総括所見** \*

**I. はじめに**

1. 委員会は、2024年8月23日に開催された第737回および第738回会合[[1]](#footnote-1)において、デンマークの第2・3回合併定期報告[[2]](#footnote-2)を検討した。委員会は、2024年 9月3日に開催された第752回会合で本総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会が作成した報告前の質問事項[[3]](#footnote-3)に対応して作成された、デンマークおよびデンマーク王国内の自治領、すなわちフェロー諸島およびグリーンランドに関する情報で構成される、デンマークの第2・3回合併定期報告を歓迎する。この報告は、委員会の報告ガイドラインに従って作成された。委員会はまた、締約国から提出された追加情報を歓迎する。

3. 委員会は、関連する政府省庁の多くの代表者、フェロー諸島およびグリーンランドの政府省庁の代表者を含む、締約国の大規模な代表団との間で行われた実りある建設的な対話に感謝する。委員会はまた、条約第33条（2）に従った国内人権機関および独立監視機構としてのデンマーク人権機関の積極的な参加に感謝する。

**II. 肯定的側面**

4. 委員会は、締約国がその法律を見直し、改正する努力、特に2021年に人種、民族、ジェンダーなどの差別の理由と並んで、障害を差別の禁止理由に含めるために刑法が改正されたことを称賛する。委員会は、フェロー諸島政府が2024年に独立監視機構を設立する法律を採択し、2025年1月1日に運用を開始する予定であることを称賛する。

5. 委員会は、政府が2024年5月に、身体的または精神的な障害（psychosocial disabilities）のある子ども、若者、成人のための取り組みからなる障害者分野の枠組み合意（framework agreement）を、他の複数の政党と国会で締結したことを称賛する。2030年までに強制的な措置を減らすという目標を含む、精神科医療を改善するための10年間の行動計画の策定に留意する。グリーンランド政府が2024年から2034年までの条約遵守に関する行動計画を採択したことを称賛する。

6. 委員会は、締約国が2022年2月の世界障害サミットで約束したこと、および2022年6月に世界障害者行動ネットワーク（the Global Action on Disability Network）のメンバーになったことを称賛する。また特別なニーズを持つ生徒を支援する取り組みを強化するための専門的基盤の確立を主な任務とする、特別なニーズを持つ子どもと若者のための知識ユニット｢ビブス｣(VIBUS: Vidensenhed for børn og unge med særlige behov)を子ども・教育省内に設置したことについても、締約国を称賛する。

**III. 主な懸念事項および勧告事項**

**A. 一般原則と義務（第1～4条）**

7. 委員会は、条約がデンマーク、フェロー諸島、グリーンランドの法律に明確に組み込まれていないことを懸念する。また、締約国の裁判所が、障害のある人の権利に関するすべての判決において、この条約を十分に考慮することに消極的であることも同様に懸念される。

**8. 前回の勧告[[4]](#footnote-4)を想起し、委員会は、締約国に対し、条約がデンマーク、フェロー諸島およびグリーンランドの法律に組み込まれることを確保し、条約、委員会の法理および一般的意見に関する研修をすべての裁判官に対する体系的な能力開発の不可欠な部分とすることなど、裁判所および行政機関による条約の直接的適用をさらに改善する措置をとるよう勧告する。**

9. 委員会は、締約国の法律が障害の視点および障害の人権モデルを体系的に含んでいないことを懸念する。また、障害のある人の権利に関する差別的または時代に逆行する（retrogressive）法律を改正し、廃止する措置がないことを懸念する。とくに、

(a) 後見法（2007年8月20日法律第1015号）。意思決定支援のモデルに基づいていない。

(b) 建築規則の改正（2019年12月12日施行令第1399号）。一戸建て住宅のアクセシビリティ要件の引き下げ。

**10. 委員会は、締約国に対し、条約に明記された原則、定義、権利および義務を確実に遵守するための、現行法の総合的な見直しを勧告する。また最近の改正を含め、逆行的措置を伴ういかなる法律も廃止し、新たに再編された政府による現在の政策策定におけるものも含めて、今後いかなる逆行的措置もとらないよう勧告する。**

11. 委員会は、デンマークで障害のある人に関する新しい国家行動計画がまだ実施されていないこと、提案されている行動計画は労働市場と教育の分野しかカバーしていないことを懸念する。委員会は、フェロー諸島に障害者政策に関する行動計画がまだないこと、グリーンランドの新しい行動計画が意欲的でなく、特に実施の面で曖昧であることを懸念をもって指摘する。また、国、地域、基礎自治体当局の間で条約への認識が低いことも懸念される（訳注　デンマークの地方行政区画は、5つの「地域（region レギオーン）と約100の基礎自治体（kommune コムーネ）の2段階からなる。基礎自治体は概ね市レベルの地方自治体（municipal）である。）

**12. 委員会は、政府、フェロー諸島政府およびグリーンランド政府に対し、特に第12、14、15、19および24条の下で要求される根本的な変更を含め、条約に基づくすべての権利および実質的な分野を網羅する障害に関する行動計画を採択し、具体的な目標、測定可能な目的、十分な予算および行動計画の実施の進捗状況を評価する指標を設定するよう勧告する。また、締約国に対し、国、地域、基礎自治体当局が条約に関する定期的な研修を強化するよう勧告する。**

13. 委員会は、締約国の障害者分野への資金配分に留意する。しかし、市町村間で障害者支援のための資金配分が不均等であることを懸念する。また、施設（「住宅施設」（housing facilities））に対する投資の増加は、障害のある人が自立して生活し、地域社会に包摂される権利を侵害することを懸念をもって指摘する。

**14. 委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らが積極的に関与することにより、その支援のための資金の市町村間の均等な配分を確保し、彼らのための資金の使用を監視し、障害部門間の資金の格差に対処するよう勧告する。**

15. 委員会は、デンマークにおいて、障害のある人が協議プロセスに効果的に参加できるようにするための協議ポータル（consultation portal）に特定のアクセシビリティ対策がないことを懸念する。委員会はまた、締約国全体を通じて、条約を実施するための法律および政策の策定および実施において、障害のある人を代表する組織を通じて障害のある人が組織的かつ制度的に関与していないことを懸念する。

**16. 委員会は、条約の実施および監視における、障害のある子どもを含む障害のある人を代表する団体を通じた参加に関する一般的意見第7号（2018年）を想起し、締約国に対し、彼らに影響するすべての事項に関して、すべての部門にわたり、障害のある人を代表する団体を通じた障害のある人との緊密な協議およびその積極的な関与のための法的に定められた手順を開発し、実施する措置を講じ、この目的のために十分なアクセシビリティを確保するよう勧告する。また締約国に対し、障害者団体がすべての障害部門の構成員の内部協議を実施する十分な時間を割り当てるよう勧告する。**

**B. 具体的な権利（第5～30条）**

**平等及び無差別（第5条）**

17. 委員会は懸念をもって次のことを指摘する：

(a) 障害を理由とする差別の禁止等に関する法律（2018年6月8日法律第688号）（訳注　The Act on Prohibition of Discrimination on Grounds of Disability　 Lov om forbud mod forskelsbehandling på grund af handicap）では、合理的配慮の提供義務やアクセシビリティの確保義務を課していないことが明記されており、2020年のその改正では、保育所（デイケア）と小学校にのみ合理的配慮義務が導入された；

(b) フェロー諸島では、差別からの保護を労働市場以外にも拡大するために、障害を理由とする差別に対する総合的で部門横断的な法律を導入する措置はとられていない；

(c) グリーンランドの「平等と差別禁止に関する法律（Act on Equality and Anti-Discrimination）」には、合理的配慮を受ける権利や、アクセシビリティに関する義務的な規則は明記されていない。

**18. 委員会は、平等及び無差別に関する一般的意見第6号（2018年）、持続可能な開発目標のターゲット10.2および10.3、ならびに前回の勧告[[5]](#footnote-5)を想起し、以下を勧告する：**

**(a) 政府は、政府は条約に従って、障害を理由とする差別の禁止に関する法律を改正し、合理的配慮の拒否を差別の一形態として認め、生活のあらゆる側面において、合理的配慮を提供する義務を導入し、アクセシビリティを確保する；**

**(b) フェロー諸島政府は、障害を理由とする差別に対する新しい総合的で部門横断的な法律を採択し、労働市場以外にも保護を拡大し、とくに合理的配慮を規定する；**

**(c) グリーンランド政府は、平等及び無差別に関する法律を改正し、合理的配慮を提供しアクセシビリティを確保する義務を明示する。**

19. 委員会は、保険に関する現行法を次の目的で改正するための措置がないことを懸念している。

・障害のある人の保険料、健康保険、生命保険、旅行保険、家財保険の補償事項（insurance coverage）に関する差別的な規定を撤廃する。

・年齢や国の年金制度の受給資格にかかわらず、障害のためにかかる追加費用をカバーする補償など、障害関連の受給資格への平等なアクセスを確保する。

**20. 委員会は、デンマーク王国に対し、民間事業者による保険を含め、障害のある人が保険に加入する権利を、他の人々と平等に、かつ同じ費用で保証するため、法律の制定を含む措置を講じるよう勧告する。**

21. 委員会は、平等待遇委員会の資金と資源の不足により、障害を理由とする差別に関する苦情の解決に長い時間がかかっていることを懸念している。

**22. 委員会は、締約国に対し、障害を理由とする差別に関する苦情の処理に要する時間を大幅に短縮し、障害のある人の権利の効果的な行使を確保するために、平等待遇委員会に十分な資源を確保するための適切な措置をとるよう勧告する。**

**障害のある女性（第6条）**

23. 委員会は、締約国が第1回報告を提出して以来、ジェンダー平等法（Act on Gender Equality）が障害のある女性と少女を特に取り上げるように改正されていないことを懸念する。委員会はまた、障害のある女性と少女に対する差別の交差的および複合的形態に関する分類された情報とデータの欠如を懸念する。

**24. 障害のある女性と少女に関する一般的意見第3号（2016年）、持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2、5.5、および前回の勧告[[6]](#footnote-6)を想起し、委員会はデンマーク王国に対し、ジェンダーと障害の視点を、法律と政策に、およびその実施と評価に、確実に含めるよう勧告する。また、障害のある女性と少女の状況に関する体系的なデータ収集と定期的な調査を行うよう勧告する。**

**障害のある子ども（第7条）**

25. 委員会は、児童法（Children’s Act）の下で、子どもが10歳に達した時点で当事者資格（party status）を得ることに留意する。しかし、親が障害補償給付を受けている障害のある子どもと若者が、いまだに当事者とみなされていないことを懸念する。

**26. 委員会と、障害のある子どもの権利に関する子どもの権利委員会との共同声明[[7]](#footnote-7)を想起し、委員会は締約国に対し、障害補償給付を受けている親を持つ障害のある子どもと若者が10歳に達した時点で当事者資格を与えられるよう、****児童法を改正するよう勧告する。**

27. 委員会は、フェロー諸島政府が最近、部門横断的な福祉サービスおよび子どもと若者のためのサービスを調整することを目的とした、児童法の草案作成の準備を開始したことに留意する。しかし、委員会は、障害のある子どもと若者を含む障害のある人が、代表する団体を通じて、このプロセスにまだ加えられていないことを懸念する。

**28. 委員会は、フェロー諸島政府に対し、児童法の起草過程において、障害のある子どもを含む障害のある人を代表する団体を通じて、彼らと緊密に協議し、彼らを積極的に関与させるよう勧告する。**

29. 委員会は、デンマークではほぼすべての新生児が聴覚障害のスクリーニングを受けていること、聴覚障害があると判明した子どもには人工内耳と3年間の聴覚言語療法プログラムが提供されていることに留意する。しかし委員会は、人工内耳をつけた子どもとその家族にデンマーク手話の訓練が提供されておらず、その結果、子どもが年齢相応の水準の話し言葉を獲得していないことを懸念している。

**30. 委員会は、デンマークに対し、人工内耳を装着した子どもとその親がデンマーク手話の訓練を適時に受けられるようにすることを勧告する。また、フェロー諸島とグリーンランドにも同様の措置をとるよう勧告する。**（訳注　人工内耳をつけても、実際には完全に言葉が伝わるほどに聞こえることはあまりないので、手話が必要と言われている。）

**意識の向上（第8条）**

31. 委員会は、社会における非障害者優先主義（ableism、能力主義）、蔓延している障害のある人への固定観念と偏見、および彼らの権利に関する国民の意識の低さについて懸念している。これが障害のある人の労働、教育およびその他の生活分野でのインクルージョンを妨げている。また、条約に基づく障害のある人の権利について、国・地域・基礎自治体の多くの職員がほとんど知らないこと、マスメディアやインターネットを含め、一般市民、公務員、民間関係者を対象とした定期的、恒常的、継続的な啓発の取り組みがないことも懸念される。

**32. 委員会は、デンマーク王国が、一般市民、立法機関、行政、司法を含む政府、民間部門、障害のある人自身の間で、条約に基づく彼らの権利についての認識を高め、固定観念と闘うために、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与のもとで、長期的な国家戦略を考案し、採用すること、および戦略の影響を監視するよう勧告する。**

**アクセシビリティ（第9条）**

33. 委員会は次のことに懸念を抱いている：

(a) 一戸建て住宅に関する建築規則の改正や、グリーンランドの公共建築物・施設のバリアフリー要件に関する法律改正案など、バリアフリーに関する法的義務が最近廃止されつつある；

(b) 条約のあらゆる分野でアクセシビリティを確保するための総合的な戦略や計画が欠如している；

(c) 公共交通機関やサービスにおけるアクセシビリティとユニバーサルデザインが不十分のため、障害のある人の移動と参加を妨げている；

(d) 障害のある人の情報通信へのアクセスを阻むデジタル環境のバリアがある。

**34. 委員会は、アクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014年）を想起し、デンマーク王国が、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与の下に、次のことを行ってアクセシビリティを確保することを勧告する：**

**(a) 一戸建て住宅を含む建物やサービスにおけるアクセシビリティ基準遵守の免除を定めているデンマーク王国全領土の法律を見直し、一般に公開されているすべての公共スペース、建物、サービスに法的アクセシビリティ基準の適用範囲を拡大する；**

**(b) アクセシビリティを阻む既存のバリアを特定し、その除去に必要な人的、技術的、財政的資源を提供するために、基礎自治体当局に対して計画を策定し、遵守状況を監視する義務を課す国家戦略を採択し、実施する。そして特に、新しい建物、改修中の建物、歴史的建造物を含む建物、石畳の道路、交通機関、情報通信技術を含む情報伝達やコミュニケーション、その他公衆に開放または提供される施設やサービスを、すべての障害のある人にとってアクセシブルにする；**

**(c) 舗装、スロープ、駅、新技術(new technology)などの現場で働く建築家、エンジニアその他の担当者を含む公務員の間で、ユニバーサルデザインの概念について啓発研修を実施し、情報を発信し、理解を促進する；**

**(d) ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（Web Content Accessibility Guidelines　訳注　国際的コンソーシアムであるW3C(World Wide Web Consortium)のガイドライン）を適用し、ウェブサイトやデジタル通信への障害のある人の普遍的かつ平等なアクセスを妨げているバリアを取り除く措置を講じる；**

**(e) 一般に公開されている建物やその他の施設のアクセシビリティを促進するため、ガイド、読み取り支援者（readers）、プロの手話言語通訳者を含む、生きた支援（live assistance　訳注　機器・設備でなく、人による支援）や仲介者を提供する。**

35. 委員会は、聴覚障害のある人のための社会問題および住宅分野における既存の遠隔通訳サービスが、平日の午前8時から午後3時までの間しか、また限られた機関に対してしか利用できないため、聴覚障害のある人が特に緊急の場合に公的機関に連絡し、社会に参加する権利が制限されていることを懸念している。

**36. 委員会は、デンマーク王国に対し、聴覚障害のある人がすべての関係当局の遠隔通訳を24時間利用できるようにするよう勧告する。**

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

37. 委員会は、デンマーク、フェロー諸島、グリーンランドにおいて、災害リスク軽減、気候変動、緊急事態管理に関する予防と対応措置の調整、および「人道活動における障害のある人のインクルージョンに関する憲章（Charter on Inclusion of Persons with Disabilities in Humanitarian Action）」　（訳注　国連の2016年の「世界人道サミット」において承認された。）の実施のための包括的な障害者インクルージョン戦略が欠如していることを懸念している。

**38. 「災害リスク軽減のための仙台枠組 2015-2030」、「人道的行動における障害のある人のインクルージョンに関する機関間常設委員会のガイドライン」、および委員会の緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン[[8]](#footnote-8)を想起し、委員会は、デンマーク、フェロー諸島、グリーンランドが、障害のある人と緊密に協議し、障害のある人を代表する組織を通じた彼らの積極的な関与のもと、下記の目的のために、一時的な保護下にあるウクライナ出身者を含む、障害のある難民・亡命希望者、および難民的状況にある障害のある人を特定するための統一的な仕組みを開発することを勧告する。**

**・具体的な保護・安全対策および合理的配慮の提供の確保。**

**・アクセシブルなコミュニケーション、アクセシブルな住居、適切な生活費、補助器具、労働市場への参入支援を含む、必要不可欠なサービスおよび障害関連の支援へのアクセスの平等の確保。**

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

39. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 後見法およびその2019年改正の下で、実際に機能障害がある、または機能障害があると思われることを理由とする法的能力の制限を撤廃するためにとられた措置が不十分であったこと；

(b) 締約国がこの条約を批准して以来の、後見の件数および法的能力を回復した障害のある人の数に関する体系的に収集され、分類されたデータが乏しいこと；

(c) 代理による意思決定制度を廃止し、支援付き意思決定制度を制定する措置がないこと、および障害のある人が他の人と平等に法的能力を行使するための支援措置が不十分であること；

**40. 委員会は、法の下の平等な承認に関する一般的意見第1号（2014年）を想起し、デンマーク王国が、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らを積極的に関与させ、次のことを行うよう勧告する：**

**(a) すべての障害のある人に完全な法的能力を保証するために後見法を改正し、既存の後見制度と残っているすべての禁治産と無能力の宣告を見直して、新しい意思決定支援制度に適合させる；**

**(b) 人種、性別、ジェンダー、年齢、障害およびその他の関連する状況別に分類した、障害のある人の後見に関するデータを収集する；**

**(c) 既存のあらゆる形態の代理意思決定制度を廃止し、生活のあらゆる分野において障害のある人の意思と選好を尊重する支援付き意思決定制度に置き換える。また、国および基礎自治体（municipal）の全レベルで、適切かつ相応の保護措置を備えた支援付き意思決定制度を実施するデンマーク王国内の総合的戦略を策定する。**

**司法手続の利用の機会（第13条）**

41. 委員会は、デンマーク、フェロー諸島、グリーンランドにおける、以下のような障害のある人の司法アクセスに対するバリアを懸念している：

(a) 司法・行政手続きにおいて、法の適用に際しての手続き上および年齢に応じた配慮が十分に提供されていないこと。これらの配慮は、司法制度のあらゆる側面やあらゆる法的手続きへの効果的な参加を促進するものである；

(b) 行政および司法制度内での、障害のある人の権利に関する知識と研修が限られていること。そこには、効果的な参加のための個別的支援の提供や、障害のある子どもや成人のための障害およびジェンダーに対応した面談の技術に関する知識や研修が含まれる。

**42. 障害のある人の権利に関する特別報告者（Special Rapporteur**訳注　特定のテーマに関し調査報告を行うために，人権理事会から個人の資格で任命された専門家**）と障害とアクセシビリティに関する事務総長特命代理人（Special Envoy of the Secretary-General on Disability and Accessibility）によって2020年に作成され、委員会によって承認された、障害のある人の司法アクセスに関する国際原則とガイドライン（International Principles and Guidelines on Access to Justice for Persons with Disabilities）を想起し、委員会は以下を勧告する。デンマーク、フェロー諸島、グリーンランドが、障害のある人と緊密に協議し、障害のある人を代表する組織を通じた彼らの積極的な関与の下で、法の適用のための行政手続きおよび司法手続きにおいて、彼らの効果的な司法アクセスを確保する戦略を、次のことを含めて策定すること**

**(a) 事件の当事者、裁判官、判事、行政官、書記官、その他の裁判所職員を含むすべての立場の人を対象として、障害のある人に対しての、手続き上および年齢相応の配慮が無料で提供されることを確保するための、刑事法、民事法、労働法、行政法の手続き規則を改正する措置；**

**(b) 司法へのアクセスの効果的な保証を確保するため、司法関係者、行政官、警察官、検察官、刑務官を含む行政・司法制度の関係者に対する、条約に基づく権利の行使（application）に関する適切な研修。**

**身体の自由及び安全（第14条）**

43. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 「回復不能な無能力者の身体療法における強制に関する法律（Act on the Use of Coercion in Somatic Treatment of Permanently Incapacitated Persons）」（2017年6月8日法律第655号）を含むデンマーク王国の法律は、治療に抵抗し、インフォームド・コンセントを与えることができないとみなされる知的障害のある人および精神（psychosocial）障害のある人の拘禁と強制治療を、一定の前提条件のもとに認めている；

(b) 障害のある子どもや青少年が、福祉上の理由から、犯罪関連の理由で拘留された青少年も収容する鍵のかかった居住施設（secure residential institutions）の刑務所のような状況に収容されることがある；

(c) デンマークは刑罰と治療（treatment）を、グリーンランドは刑事制裁と治療を、被告人が障害を理由に「裁判を受けるにふさわしくない」とみなされるかどうかで区別している。治療は同じ犯罪に対する通常の刑罰よりも長い期間となることが多く、あるいは無期限の場合もある。

**44. 委員会は、障害のある人の自由と安全の権利に関するガイドライン[[9]](#footnote-9)と、緊急時を含む脱施設化に関するガイドラインを想起し、デンマーク王国が、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**

**(a) 精神保健関連の法律や施設収容政策など、機能障害を理由とする自由の剥奪や強制的な治療を認めるすべての法律と慣行を廃止すること；**

**(b) 関連法を改正し、障害のある子どもや青少年が福祉を理由に鍵のかかった居住施設に入れられないようにする；**

**(c) 裁判を受けるにふさわしくない、と判断された障害のある人に対する制裁に用いられる手続きの構造的な見直しを開始すること。そして、他の人よりも長い刑期が与えられないようにするとともに、無罪の推定や公正な裁判を受ける権利など、公正な裁判のすべての保証が完全に尊重されるようにすること；**

**(d) 現在、刑事裁判によらず、または行政命令によって、病院、施設、その他の自由剥奪の場所にいる障害のある人の自由剥奪のすべてのケースを見直し、彼らが自由に選択し、地域に根ざしたさまざまな支援サービスを利用できる、地域に密着した居住場所に移す；**

**(e) 委員会の、2021年6月付の欧州評議会に対する障害のある人の権利に関する特別報告者との共同公開書簡[[10]](#footnote-10)を認識し、生物学と医学の応用に関する人間としての尊厳と人権の保護に関する条約の追加議定書または勧告の採択に向けたあらゆるプロセスに今後デンマーク王国が参加するときには、強制的な措置から脱却し、非強制的な精神保健の枠組みを構築することを目指す。**

**拷問又は残虐な、非人道的な、若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）**

45. 委員会は次のことを懸念している

(a) 締約国の社会的ケアや精神科施設において、障害のある子どもや成人に対する身体的・化学的拘束を含む、強制、強制治療、制限的慣行が蔓延し、増加していること；

(b) 拘禁施設、社会的ケア施設、精神科施設における障害のある子どもと成人に対する監督の仕組みが、締約国全体で不十分かつ非効果的であり、国の予防機構などの既存の監督の仕組みからの勧告が実施されていない。

**46. 委員会は、緊急時を含む脱施設化に関するガイドラインを想起し、デンマーク王国が、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与のもとで、必要なすべての立法、行政、司法に関する次の措置をとることを勧告する：**

**(a) デンマーク王国の拘置所、社会的ケア施設、精神科施設に収容されている障害のある子どもや成人に対する強制、強制的な治療、制限的な慣行を禁止し、障害のある人の意思、選好、尊厳、権利を尊重する、強制的でない、年齢に応じた代替的な支援手段を確立し、これらの手段に関する研修をすべての医療スタッフおよび医療以外のスタッフに提供する；**

**(b) デンマーク王国全土に強固な監督の仕組みを設置し、また既存の監督の仕組みを強化して、障害のある人が依然として自由を奪われている拘置所、社会的ケア施設、精神科施設の定期的な検査を確保し、議会への定期的な公開報告を確実に行い、勧告の迅速な実施を促進する仕組みを設置する。**

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

47. 委員会は次のことを懸念している

(a) 社会的ケア施設や精神科施設などの施設において、障害のある子どもや成人に対するさまざまな形態の暴力が蔓延していること、特にジェンダーに基づく暴力の蔓延と、障害のある女性や少女に対する性的暴力の発生率が高い；

(b) すべての障害のある人、特に障害のある女性や少女にとって、アクセシブルなシェルターが不足している。また、シェルターに居住している間にパーソナルアシスタンスなどの障害のある人向けのサービスを受けたり、保持したりするためのアクセシブルな手続きが欠如している；

(c) デンマーク王国全体で、ジェンダーに基づく暴力や虐待を含む搾取、暴力、虐待を防止し、それに対応するための法的・政策的枠組みが十分に実施されていない。

**48. 障害のある女性および少女に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃に関する2021年11月25日の声明[[11]](#footnote-11)を想起し、委員会は、デンマーク王国に対し、障害のある女性および少女（障害のある先住民の女性および少女を含む）を含む障害のある人と緊密に協議し、障害のある人を代表する組織を通じた、彼らの積極的な関与の下に、以下を行うよう勧告する：**

**(a) 条約に明記された原則と基準に裏打ちされた、デンマーク王国全体の暴力防止と対応に関する総合的で効果的な行動計画をさらに策定し、実施する。この計画には、以下の事項を含む。**

**・法律と政策の改革と発展のための措置を通じた、文化、ジェンダー、年齢に応じた要件の盛り込み**

**・施設内を含む地域社会の意識向上戦略など、あらゆる環境における障害のある子どもと成人に対するあらゆる形態の暴力に取り組む対応**

**・司法へのアクセス**

**・文化、ジェンダー、年齢に応じたアクセシブルな支援とリハビリテーションの確立；**

**(b) 女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止及びそれらとの闘いに関する欧州評議会条約（Council of Europe Convention on Preventing and Combating Violence against Women and Domestic Violence　訳注　イスタンブール条約と呼ばれる、2011年にイスタンブールで署名された欧州評議会の国際人権条約。）を、フェロー諸島に適用できるようにする；**

**(c) 国の予防メカニズムを含む、デンマーク王国全体の監視・監督メカニズムの任務が、障害のある子どもや成人が現在も拘禁されている、あるいは居住している、あらゆる形態の拘禁や施設環境に及ぶようにする。**

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

49. 委員会は、デンマーク王国全体の法的・政策的枠組みが、保健法（Health Act）第109条や第110条を含め、後見下にある障害のある女性や少女の場合、本人の同意なしに不妊手術、避妊、中絶を認めていることを懸念している。

**50. 委員会は、締約国に対し、障害のある女性および少女の場合、自由意思による、十分な情報に基づく個人的同意（free and informed personal consent）がない限り、不妊手術、避妊、中絶を禁止するよう、デンマーク王国全体の法的および政策的枠組みを改正するよう勧告する。**

51. 委員会は、障害のある女性、特に施設にいる障害のある女性に対して、グリーンランドにおける子宮内避妊具の強制挿入の慣行に関する調査のあらゆる側面に参加するための、また救済を求めるための、十分な支援が提供されていないこと、また1991年までの問題しか調査していないことを懸念する。

**52. 委員会は、締約国に対し、グリーンランドにおける子宮内避妊具の強制挿入の慣行に関する調査のあらゆる側面に参加し、また救済を求めるために、施設にいる女性を含む障害のある女性に対し、合理的配慮と障害に応じた支援を提供し、調査の範囲を現在にまで拡大するよう勧告する。**

**移動の自由及び国籍についての権利（第18条）**

53. 委員会は次のことを懸念している

(a) 知的障害または精神（psychosocial）障害のある難民や亡命希望者、および難民のような状況にある障害のある人が、亡命プロセスにおいて法的能力を行使する際の支援が不足している；

(b) 知識や言語テストなど、デンマーク国籍取得のための厳しい要件が免除された、障害のある申請者の割合が著しく減少した。

**54. 委員会はデンマーク王国に勧告する：**

**(a) 亡命手続きの全期間中、障害のある人に合理的配慮、手続き的配慮、支援を提供する；**

**(b) 亡命申請手続き全体を通じて、法的支援を提供することを含め、障害のある難民や亡命希望者、あるいは難民に準ずる状況にある障害のある人が法的能力を行使することを効果的に支援する；**

**(c) 機能障害のために市民権の要件を満たすことができない障害のある人に対する市民権取得要件の免除に関する規則を改正し、市民権申請手続きにおいて彼らに必要な手続き的配慮を提供し、改正された規則を実施する。**

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

55. 委員会は、デンマーク王国における脱施設化に関する総合的で多部門的な戦略（multisectoral strategy）の欠如、および障害のある人の施設入所の増加を目的とした措置、特に手厚い支援を必要とする障害のある人が、本人の同意なしに異なる居住施設に移動させられてしまう状況の拡大に関する措置について懸念している。また、彼らの居住地に関する選択の範囲が市町村によって不均等であること、そして、主に若年の障害のある人、盲ろう者、複雑な支援を必要とする障害のある人に影響を及ぼす、パーソナルアシスタンス制度へのアクセス制限やその停止についても懸念している。

**56. 自立生活と地域社会へのインクルージョンに関する一般的意見第5号（2017年）、緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン、障害者向けサービスの変革に関する障害のある人の権利に関する特別報告者の報告[[12]](#footnote-12)および前回の勧告[[13]](#footnote-13)を想起し、委員会はデンマーク王国に対し、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人と緊密に協議し、その積極的な関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のある女性や子ども、知的障害のある人および精神障害のある人を含む、すべての障害のある人に関する脱施設化に関する多部門的戦略を、具体的な時間枠と必要な財源をともなって採択し、彼らがその意思と選好に沿った地域社会での代替住居を利用できるようにする；**

**(b) グループホームを含む、既存の施設に類似した住居を閉鎖する。また、障害のある人の自由意思および十分な情報に基づく個人的同意のない転居を防止するための措置を講じること；**

**(c) 基礎自治体（municipality）が、機能障害の種類や必要な支援の複雑さにかかわらず、すべての障害のある人が居住地を選択する権利を保証し、彼らが教育、雇用、文化活動、社会生活に参加するために必要な支援を提供し、支援が再評価（****reassessment）に依存しないようにする。**

57. 委員会は次のことを懸念している：

(a) グリーンランドでは、専門的な支援や資格のあるスタッフが不足しているため、多くの障害のある人が適切な心理社会的支援やその他の支援を求めてデンマークに移住するか、当局からデンマークの入所施設に回されている。そのため、家族、言語、文化から切り離されるリスクがますます高まっている；

(b) グリーンランドの障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害のある人は、精神科の施設に収容されるよう宣告された場合、デンマークの施設に送られることが多く、友人や家族の面会は不可能に近い。

**58. 委員会はグリーンランドに勧告する：**

**(a) グリーンランドの知的障害のある人および精神障害のある人に、質の高い支援を提供する努力をさらに改善し、障害のある人をデンマークに移住させる必要がないようにすること。また、グリーンランドの人口の大半がイヌイットであることを考慮し、文化的に適切な措置を講じる；**

**(b) 地域社会に密着した住居と適切な支援を提供し、他の人々と平等に司法へのアクセスを確保する。**

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

59. 委員会は懸念をもって次のことを指摘する：

(a) 手話言語通訳者の不足により、手話言語通訳の利用が困難であり、老人ホームや居住施設で働く専門職はデンマーク手話の体系的な訓練を受けていないため、聴覚障害のある人が自己表現し、日常生活に参加する可能性は制限されている；

(b) 点字の知識と使用を促進し、強化するための資源、特に財源が不足している。

**60. 委員会はデンマーク王国に以下を勧告する：**

**(a) デンマークではデンマーク手話、グリーンランドではグリーンランド手話、フェロー諸島ではフェロー手話による通訳を受ける権利を、特に十分な数の手話言語通訳者の訓練を通じて保証し、デンマーク手話の使用に必要な資金を提供するための措置を講じること。老人ホームや居住施設で働く専門職に対するデンマーク手話の訓練を確実に行うこと；**

**(b) 特に、普及している教授法を導入することによって、点字の知識と使用を促進、持続、向上させるための十分な資金を確保する措置を講じること。**

**プライバシーの尊重（第22条）**

61. 委員会は、精神科病院が本人の同意なしに、全く個人的で機密的な情報を第三者に渡すことを認めている精神医療法（Psychiatric Act）を改正する努力がなされていないことを懸念している。

**62. 前回の勧告[[14]](#footnote-14)を想起し、委員会はデンマークに対し、プライバシー尊重の原則を遵守するため、精神科病院に入院している患者の個人情報や機密情報を本人の同意なしに第三者に渡すことを禁止するよう、精神医療法を改正することを求める（urges）。また、フェロー諸島とグリーンランドがこれと類似の法律を採択することを勧告する。**

**家庭と家族の尊重（第23条）**

63. 委員会は、障害のある親が十分な支援を受けられなかったり、支援が遅れる状況について懸念している。このことは、親としての能力の評価に大きな影響を与える可能性があり、結果として、親の責任を行使する権利を否定することになりかねない。また、近年、両親の同意のない養子縁組が増加していることも懸念される。

**64. 委員会は、デンマーク王国に対し、障害のある親、および障害のある子どもの親が家庭環境で子どもを養育するための、効果的かつ時宜を得た支援を確保するための立法措置および政策措置を講じるよう勧告する。また、デンマーク王国が、親または子のいずれかの機能障害が養子縁組を許容する理由とならないことを保証するための措置をさらに改善し、この観点で養子縁組プロセスを監視することを勧告する。**

**教育（第24条）**

65. 委員会は、分離された学校環境で就学する子どもの数が過去10年間で増加していることを懸念している。また、合理的配慮、補助器具、パーソナルアシスタンスなどの必要不可欠なサービスの欠如など、インクルーシブ教育のバリアが、障害のある子ども、特に知的障害のある生徒や自閉症の生徒の登校拒否や不本意な欠席につながっていることを懸念している。職業訓練校に通う障害のある生徒の退学率が、他の生徒に比べて非常に高いことも懸念される。

**66. 委員会は、インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号（2016年）を想起し、デンマーク王国が、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、その積極的な関与の下で次のことを行うことを勧告する：**

**(a) 障害のある子どもを質の高いインクルーシブ教育に参加させ、特別支援教育から質の高いインクルーシブ教育への効果的な移行を妨げてきたバリアを取り除く；**

**(b) 障害のある子どもの教育への参加を阻む意識面のバリアに対処する。そこには、インクルーシブ教育の教授法に関する教師の資質や研修ツールの改善、そして学校やシステム全体の組織改革に取り組むことが含まれる；**

**(c) 手話言語を含め、必要なサポート体制を提供する；**

**(d) 障害のある生徒が中途退学するリスクを早期に発見するための国家ガイドラインを作成し、障害のある生徒が職業教育や障害に応じた訓練を受ける機会を確保するなど、他の生徒と平等に障害のある子どもの教育へのアクセスを確保する。**

**健康（第25条）**

67. 委員会は、知的障害のある人および精神障害のある人の平均余命が、それ以外の人々の平均余命よりも著しく低いという情報が提供されたことに懸念を抱いている。また、子宮頸がん、乳がん、大腸がん（bowel cancer）の検診など、障害のある人が国の予防保健プログラムに他の人々と同等に参加していないという情報も懸念される。

**68. 委員会は、前回の勧告[[15]](#footnote-15)を想起し、デンマーク王国に対し、障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害のある人が、到達可能な最高水準の健康を他の人々と平等に獲得できるようにすることを勧告する。また、締約国に対し、子宮頸がん、乳がんおよび大腸がんの検診などの公衆衛生プログラムへの障害のある人の参加を増やすために、アウトリーチおよびアクセシビリティ対策などの措置をとるよう勧告する。**

**ハビリテーション、リハビリテーション（第26条）**

69. 委員会は、障害のある人がハビリテーションやリハビリテーションのサービスを十分に利用できないこと、またそのようなサービスが具体的な要求に十分に合っていないことを懸念している。

**70. 委員会は、デンマーク王国に対し、総合的かつ部門横断的なハビリテーションおよびリハビリテーションのサービスへの障害のある人のアクセスを確保するための措置を講じるよう勧告する。委員会はさらに、デンマーク王国に対し、支援機器、および障害のある人に特有の要求に精通した職員を確実に利用できるようにすることを勧告する。**

**労働及び雇用（第27条）**

71. 委員会は、障害のある人の労働市場へのアクセスを妨げる差別と偏見を軽減するための様々な取り組みと法律の改正を歓迎する。そこには、デンマークにおける2025年までの障害者雇用の改善と強化を目的とした、労働市場での合理的配慮の提供に関する、労働市場における差別禁止法（Act on Prohibition of Discrimination in the Labour Market）の改正が含まれる。また委員会は、2022年の16歳から64歳の障害のある人の雇用率が、他の16歳から64歳の86％に対し、60％であったことに留意する。しかし、雇用率におけるこの26％の差は、懸念を生じさせるものである。雇用主のインクルージョンに対する意識を高め、ソーシャルワーカーに障害に特化した専門知識を訓練し、雇用プログラムを高齢の障害のある人を含むすべての障害のある人が利用できるようにして障害に対応できるようにするための長期的なプログラムや措置が採用されていないことを懸念する。

**72. 委員会は、障害のある人の労働と雇用の権利に関する一般的意見第8号（2022年）を想起し、デンマーク王国が、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与のもとで、障害のある女性を含む障害のある人の開かれた労働市場への完全な参加を促進するための長期的な雇用戦略を採用することを勧告する。この戦略には以下を含む。**

**(a) 経済の全部門にわたる、目標、期限を定めた、財源を伴う行動計画；**

**(b) 障害のある人への偏見に対抗するための啓発措置；**

**(c) 人事担当者やキャリア・アドバイザーなど、雇用システムのスタッフに対する、障害に関する専門的な知識の研修；**

**(d) 障害のある人の求職活動や起業に向けた努力に対する、障害に応じた支援の提供；**

**(e) 定年を迎えていない高齢の障害のある従業員が職場にとどまれるようにする方策。**

**相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）**

73. 委員会は、社会サービス法（Social Services Act）第100条に基づき、追加的な障害関連費用をカバーする経済的給付を受ける障害のある人の数が減少していること、また、定年に達するとこの給付が打ち切られることを懸念している。さらに、社会サービス法では、67歳を超える障害のある人は、自宅外での活動のための月15時間のパーソナルアシスタンスを受ける権利がないことを懸念する（67歳までにこれが認められた人は67歳以降も継続して認められるにもかかわらず）。

**74. 委員会は、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与の下で次のことを行うことを勧告する：**

**(a) デンマークは、定年退職した人を含む障害のある人が、障害関連の費用やパーソナルアシスタンスの給付を維持できるよう、社会サービス法を改正する；**

**(b) フェロー諸島とグリーンランドも同様の法律を制定する。**

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

75. 委員会は、後見法の改正によって、総選挙や国民投票に立候補し投票する権利という点では無能力にならない、本人の法的能力の部分的剥奪という形態が導入されたことに留意する。しかし、法的能力の全面的剥奪がいまだに行われており、障害のある人が政治的権利を奪われていることを懸念している。委員会はまた、投票所、投票用紙、有権者集会、選挙情報・資料がアクセシブルでないこともあり、障害のある人の間で選挙投票率が他の人に比べて著しく低いことを懸念している。

**76. 委員会は、デンマーク王国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与のもとで次のことを行うことを勧告する：**

**(a) すべての障害のある人に、例外なく、また排除されることなく、投票し、選挙に立候補する権利を保証する；**

**(b) 投票所と投票用紙をアクセシブルにし、選挙情報と資料をアクセシブルな形式で提供し、知的障害のある人および精神障害のある人が投票権を効果的に行使するために必要な支援を提供する。**

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

77. 委員会は、障害のある人が文化的資料、テレビ番組、映画、演劇、その他の文化活動をアクセシブルな形式で利用できるための措置がないこと、また、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス、スポーツサービスなど、文化的な公演やサービスを行う場所へのアクセスを確保するための措置がないことを懸念している。

**78. 委員会は、デンマーク王国が、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、その積極的な関与のもとで次のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のある人が、文化的資料、テレビ番組、映画、演劇、その他の文化活動をアクセシブルな形式で利用できるようにし、また、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス、スポーツサービスなど、文化的な公演やサービスが行われる場所をアクセシブルにする；**

**(b) 障害のある人、特に障害のある子どもが、文化生活、レクリエーション、余暇、スポーツに参加する権利を他の人々と平等に効果的に行使できるようにするための取り組みを改善する。**

79. 委員会は、フェロー諸島とグリーンランドが、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（訳注　政府訳を使用）をまだ批准していないことを懸念している。

**80. 委員会は、フェロー諸島とグリーンランドに対し、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約を批准し、実施するよう勧告する。**

**C. 特定の義務（第31～33条）**

**統計及び資料の収集（第31条）**

81. 委員会は、デンマーク王国における障害のある人に関する統計データ収集の努力（健康・機能障害・生活状況調査など）に留意しつつも、次のことを懸念する：

(a) 健康・機能障害・生活状況調査（Survey of Health, Impairment and Living Conditions）によるデータ収集や、障害者団体やデンマーク人権機関による、生活状況の指標作成への貢献にもかかわらず、障害のある人の権利に関する分類されたデータの体系的な収集や統一された指標はまだ不十分であり、データ収集システムの設計への彼らの参加も不足している；

(b) 生活実態調査と労働力調査は恒久的な資金を欠いており、健康・機能障害・生活状況調査は2024年には資金を得られなかった。

**82. 委員会はデンマークに以下を勧告する：**

**(a) ワシントン・グループの機能に関する質問集（ショートセット）および、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会の障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントに関する政策マーカーとを活用し、インクルージョンを推進する。また、人種、年齢、性別、ジェンダー、民族、居住地（都市部または農村部）、移民の立場（status）かによって分類されたデータを以って障害のある人に関するデータ収集システムを改善する。データや統計の収集システムの設計では、障害のある人を代表する団体を通じて障害のある人と緊密に協議し、その人たちを積極的に関与させる。**

**(b) 生活状況調査、労働力調査、健康・機能障害・生活状況調査に十分な恒久的資金を提供する。**

83. 委員会は、フェロー諸島とグリーンランドにおいて、障害のある女性や子どもを含む障害のある人、彼らが遭遇するバリア、および彼らの生活状況に関する統計データが非常に乏しいことに懸念を抱いている。

**84. 委員会は、フェロー諸島とグリーンランドが、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与のもとで、彼ら自身、その遭遇するバリア、および生活状況に関するデータおよび統計を収集し、調査を実施するためのシステムを体系的に開発し、条約を実効化する政策を策定し、実施するための基礎として使用することを勧告する。**

**国際協力（第32条）**

85. 委員会は、デンマークがその国際協力活動において、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会の障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントに関する政策マーカーの報告を開始したことを認識する。しかしながら、障害のある人を対象に含む開発援助の割合が低いままであるとの報告があり、証拠による裏付けが十分でないことを懸念している。また、国際協力の枠組みに障害が部分的にしか含まれていないこと、国際協力戦略やプログラムの策定において、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人との緊密な協議やその積極的な関与が不十分であることを懸念している。

**86. 委員会は、デンマークに対し、その開発援助に障害のある人が十分に含まれるようにすること、障害のある人の権利をさらに促進するために、開発に関する欧州コンセンサス（European Consensus on Development　訳注　2005年にEU首脳会議で承認された、開発援助協力におけるEUと加盟国の行動を方向付ける文書）を実施するための具体的な措置を採用すること、国際協力協定およびプログラムの設計、特に持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030 Agenda for Sustainable Development）の実施および持続可能な開発目標の達成状況のモニタリングにおいて、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人との緊密な協議および彼らの積極的な参加を確保することを勧告する。**

**国内における実施及び監視（33条）**

87. 委員会は次のことを懸念している。

(a) フェロー諸島とグリーンランドでは、調整メカニズムが狭い範囲でしか実施されていない；

(b) 2025年1月1日に運用開始が予定されているフェロー諸島の新たな監視機構が、人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）に準拠しているかどうか、また、障害のある人がその代表する団体を通じて十分に関与し、参加できるかどうかについては、不透明である；

(c) グリーンランドには、代表組織を通じて障害のある人が全面的に参加できる、パリ原則に準拠した監視メカニズムが存在しない。

**88. 独立した監視の枠組みと委員会の作業へのその参加に関するガイドライン[[16]](#footnote-16)を想起し、委員会は以下を勧告する：**

**(a) フェロー諸島とグリーンランドは、それぞれの政府内に条約の実施を効果的に調整するための連絡先を設置する；**

**(b) フェロー諸島は、国内人権機関世界連合（Global Alliance of the National Human Rights Institutions）に対し、新たに設立された監視機構のAステータスの認定を申請する；**

**(c) グリーンランドは、パリ原則に準拠した条約の履行を監視するメカニズムを設立し、国内人権機関世界連合に申請し、新たに設立されたそのメカニズムのAステータス認定を受ける。**

**IV. フォローアップ**

**情報発信**

**89. 委員会は、本総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。取らなければならない緊急措置に関して、委員会は、（本総括所見の）一般原則と義務に関するパラグラフ8、法の下での平等な承認に関するパラグラフ40、自立生活と地域社会へのインクルージョンに関するパラグラフ58に含まれる勧告に締約国の注意を喚起したい。**

**90. 委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府および国会のメンバー、関係省庁の役人、司法当局、地方自治体、教育、医療、法律の専門職などの関係する専門職グループのメンバー、ならびにメディアに対し、最新の社会的コミュニケーション戦略を用いて、検討および行動のために本総括所見を送付するよう勧告する。**

**91. 委員会は、締約国に対し、その定期報告の作成に市民社会団体、特に障害のある人の団体を参加させることを強く奨励する。**

**92. 委員会は、締約国に対し、本総括所見を、NGOや障害者団体、障害のある人本人やその家族などに対し、手話言語を含む国語や少数言語、わかりやすい版を含むアクセシブルな形式で広く普及させ、人権に関する政府のウェブサイトで利用できるようにすることを要請する。**

**次回の定期報告書**

**93. 簡略化された報告手続きの下で、委員会は、締約国の第4回と第5回を合わせた報告の提出期限である2031年8月24日の少なくとも1年前に、報告前の質問事項を締約国に送付する。その質問事項に対する締約国の回答が、第4・5回合併報告を構成する。**

(翻訳：佐藤久夫、岡本 明)

1. \* 委員会第31会期（2024年8月12日～9月5日）で採択

 CRPD/C/SR.737およびCRPD/C/SR.738参照。 [↑](#footnote-ref-1)
2. CRCPD/C/DNK/2-3 [↑](#footnote-ref-2)
3. CRCPD/C/DNK/QPR/2-3 [↑](#footnote-ref-3)
4. CRPD/C/DNK/CO/1, para.13 [↑](#footnote-ref-4)
5. 同上CRPD/C/DNK/CO/1、パラ15 [↑](#footnote-ref-5)
6. 同上CRPD/C/DNK/CO/1、パラ19 [↑](#footnote-ref-6)
7. www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd/statements-declarations-and-observations [↑](#footnote-ref-7)
8. CRPD/C/5 [↑](#footnote-ref-8)
9. A/72/55,付属資料 [↑](#footnote-ref-9)
10. https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd/statements-declarations-and-observations [↑](#footnote-ref-10)
11. https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2021/12/CRPD-Statement-25\_11\_2021-End-violence-against-Women-1.pdf. [↑](#footnote-ref-11)
12. A/HRC/52/32　 [↑](#footnote-ref-12)
13. CRPD/C/DNK/CO/1, パラ43 [↑](#footnote-ref-13)
14. 同CRPD/C/DNK/CO/1、パラ51 [↑](#footnote-ref-14)
15. 同CRPD/C/DNK/CO/1、パラ57 [↑](#footnote-ref-15)
16. CRPD/C/1/Rev.1,付属資料 [↑](#footnote-ref-16)